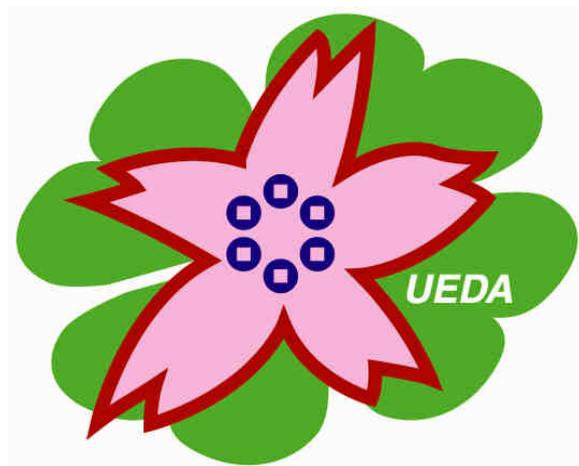


平成20年度予算編成方針

～ 日本のまん中 人がまん中 生活快適都市 ～



上田市 財政部 財政課

平成20年度予算編成方針

第1 はじめに

1 地方財政を取り巻く状況

(1)三位一体の改革の姿

平成18年度までの三位一体の改革では、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が実現したものの、改革という名のもとに国の財政再建を優先した結果、5.1兆円もの地方交付税が削減されたことで、地方自治体はより厳しい財政運営を強いられることとなり、今後大きな課題を残す結果となった。

(2)今後の改革の方向性

このような中、平成19年4月に施行された地方分権改革推進法に基づき、新たに地方分権改革推進委員会が設置され、5月30日には、国と地方の役割分担の徹底した見直しや地方の税財政基盤確立等、第2期地方分権改革の議論を方向付ける「基本的な考え方」が示された。

また、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においては、地方税財政改革について、「国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的な改革」に向けて検討することとされた。

これらを踏まえ、全国市長会などは、8月、地方分権をより一層推進するため、国と地方の税源配分を当面5対5となるよう税源移譲による地方税の充実を求め、さらに、安定性を備えた地方税体系を構築するとともに地域間の税収偏在の是正にも配慮を求めるなどの意見を提出しているが、現政権の動きが注目されるところである。

(3)国の平成20年度予算編成

「基本方針2006」では、三位一体の改革に引き続く今後5年間の歳出・歳入一体改革が示され、2011年度の国と地方を通じたプライマリーバランスの均衡のため地方においても徹底した歳出の見直しが行われた。

前政権の6月19日に閣議決定された「基本方針2007」では、20年度予算を歳出・

歳入一体改革を軌道に乗せるうえで極めて重要なポイントと捉え、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ「基本方針2006」に則り最大限の歳出削減を行うとした。

新政権においても、歳出・歳入一体改革をさらに進め、21世紀にふさわしい簡素で効率的な政府を作るため、行政改革を今後とも強力に推し進める、と所信表明されたところである。

いわゆる「格差問題」への対応は、地方と都会がともに支えあう「共生」の考え方のもと、財政面からも地方が自立できるよう地方税財政の改革に取り組むとしているが、地方の基幹財源である地方交付税の概算要求は出口ベースで4.2%の減額、公共事業の地方単独事業は3%の減額など、歳出削減が基調とされている。

2 平成20年度当初予算編成の基本的な考え方

～ 第1次上田市総合計画のスタートとなる予算編成～

18年3月6日「新生上田市」発足以来これまで、新市の今後の方向性を決定する諸計画の策定に取り組んできたところである。

とりわけ、「第一次上田市総合計画」に係る「基本構想」では上田市の将来像及び基本理念を定めた6つのまちづくり大綱を示し、目標年度は新生上田市の礎を築く上で重要な期間である27年度としている。

「日本のまん中 人がまん中 生活快適都市」上田、このまちを誇とし心から実感できる「上田新時代」への新たなステップとして、基本構想、前期基本計画に基づく着実なまちづくりに向けて、市民と行政とが協働して取り組んで行く必要がある。

このような中、当市の財政状況は、三位一体の改革とこれに引き続く歳出・歳入一体改革の影響から、主要一般財源である市税と臨時財政対策債を含む普通交付税の合計金額は、ほぼ横ばい状態であり多くを望めない状態にある。

また、今後のもう一段の地方分権改革と税財政制度改革がどの程度の規模となるのか等、地方財政の不透明な局面はしばらく続くものと想定される。

他方、歳出は、少子高齢化対策、次世代育成施策の推進、地域経済の活性化、環境問題への対応、都市基盤の整備など新市各地域の均衡ある発展等、取り組むべき行政課題は山積しており、加えて、国民健康保険事業や介護保険事業特別会計、公営企業会計等への繰出金も増加している。

さらに、計画的な繰上償還などを実施してきた効果により市債残高は平成15年度をピークに着実に減少してきているが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政指標である実質公債費比率は18年度決算後数値で0.8ポイント上昇し、ガイドラインである18%に迫る17.7%となり、公営企業や広域連合、土地開発公社を含め、全市的な視点で実質的な公債費の縮減努力、負担の平準化も求められている。

また、合併後の事務・事業の未調整事項の取扱いや、いわゆる団塊の世代の退職手当問題など、財政運営上、主に一般財源で対応しなければならない幾つかの課題にも直面している状況にある。

今まさに地方自治の大きな転換期に直面している中、限られた財源を有効活用し、「生活者起点」の立場で最大限の行政効果が得られるよう的確な「施策・事業の選択」が必要であり、また、今後具体化される地方財政制度などの改革に対しても柔軟に対応できるような安定的な財政基盤の構築に取り組まなければならない。

そのためには、合併調整を速やかに進め既存の仕組みや旧慣習などを改めて、合併のスケールメリットを最大限活かすとともに、第一次上田市行財政改革大綱、ことに集中改革プランを先送りすることなく実施し、増大する財政需要に対応可能な財源の確保に努める必要がある。

既存の事務・事業の再点検を行うとともに、職員一人ひとりが、**市民の満足度を向上させるためにはどうすべきか**、また、**将来を見据え今何をなすべきか**を常に念頭におき、様々な知恵や創意工夫を発揮し、政策立案や各種施策を推進していくことが求められている。

以上のことから、平成20年度当初予算においては以下の視点にたち編成を行うものとする。

【平成20年度当初予算編成に当たっての2つの視点】

（視点1）基本構想に沿った施策展開。

- ・ 6つのまちづくり大綱に即した取組みの具体化を図る。
認め合い 自ら動き 個性きわだつ(コミュニティ・自治)
知恵集め 技術磨き 未来ひらく(産業・経済)
水跳ね 緑かがやき 文化はぐくむ(自然・文化)
生活快適 住んでてよかった(生活環境)
支え合い 健やかに 男女いきいき(健康・福祉)
学び 育ち 人かがやく(教育)

（視点2）行財政改革大綱・集中改革プランの取組み。

- ・ 上田市行財政改革大綱の基本的な考え方にに基づき、その具現化を図るための取組みを実施していく。

第2 平成20年度予算編成の基本方針

1 平成20年度実施計画(平成20～22年度事業)への重点配分

平成20年度実施計画掲載事業については、その実施に向け財源の優先的な配分を行うものとする。

新市建設計画と市長マニフェストを織り込んだ基本構想、前期基本計画の実現に向けて、市民の行政に対する要望や国・県の施策動向等を的確に把握するとともに、投資効果の優れた事業へ財源の優先配分を行う。

2 事業の選択と重点化の徹底

(1) 重点分野への効率的な財源配分

限られた財源を有効に活用し、市民生活の維持・向上を図る施策を推進するため、次の施策については「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

【重点分野】

安全・安心のまちづくり
環境と市民の健康・元気
子育て支援
観光を中心とした産業振興

(2) 既存の事務・事業の見直しの徹底

従来からの慣習や経緯等にとらわれることなく、事務・事業の全般にわたって、6つのまちづくり大綱・経済性・効率性・優先性の視点からいっそう厳しい見直しを行う。目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化によって生み出された財源を用いて、新たな施策の展開を図るものとする。

3 市民協働・地域協働によるまちづくり

NPO法人、ボランティア団体、地域づくり団体と協力し合い、行政まかせでない市民参画によるまちづくりなど、市民そして地域と協働し、健全かつ効率的な行財政経営に努めるものとする。

4 民間活力の導入・検討

民間活力導入指針に基づく事業仕分けの結果を反映させたものとする。

「民間でできるものは民間で」を基本とし、様々な行政分野への民間活力の導入(民営化又は経営譲渡、民間委託等)に対して積極的に取り組むこととする。

5 財源の確保

- (1) 補助制度を熟知するとともに、国、県等の施策の動向を十分注視し、可能な限り財源の確保に努める。
- (2) 国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は普通交付税への一般財源化を除き、原則として行わない。国・県支出金から普通交付税対象として一般財源化された事業については、市単独事業として適切であるか、新規事業扱いとして改めて検討を行う。
- (3) 負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受

益に見合った負担の適正化を図る。

- (4) 自主財源確保のため、市税等の収納については目標数値達成の取組みを強化するとともに、あわせて国等の外郭団体などの助成制度の活用や寄附金の活用、民間資金の導入の検討を行うなど特定財源の確保にも積極的に取り組む。
- (5) 遊休財産は集中改革プランの取組み内容に沿ってこれを処分し、収入の確保を図る。

6 財政の健全性の維持

将来にわたり、健全な財政構造を維持するため、長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営に努め、特に公債費負担等の増加による財政の硬直化に留意し、一般事務経費など経常的経費についてはなお一層の節減に努める。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標のうち、実質公債費比率は、18%を超えると新規起債に制約が加わるため、起債事業は事業費の精査を行うとともに特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

合併特例債といえども、普通交付税措置分を除いた30%分は一般財源を投入し償還を行うため、安易な事業規模の拡大は厳に慎むものとする。

7 パブリックコメントの実施

市民共同・参画型の行政経営に向け、また施策・事業の内容や意思決定の参考とするため、予算編成過程の公表をするとともに新規事業の内容について意見募集を行うこととする。

寄せられた意見については、随時、担当課でその内容が施策・事業に反映できるか否か十分検討し、その結果は、市長査定の参考とするとともに、査定結果や検討の経過について内容をホームページ等で公表するものとする。